

平成24年度第1回理事会の開催

平成24年度第1回理事会が、平成24年4月17日、本会会議室において開催された。

本会議では、議決事項として、①「第1号議案 平成24年度事業計画及び収支予算に関する件」、②「第2号議案 理事の報酬等の額の決定に関する件」、③「第3号議案 移行登記に伴う諸規程の改正に関する件」、④「第4号議案 学会活動参加費等の取り扱いに関する事項に関する件」、⑤「第5号議案 賛助会員入会の件」について審議し、異議なく可決承認され、次に協議事項として、①「1 役員選任規程に関する件」、②「2 会員の入会審査基準に関する件」について協議され、継続して協議することとされた。続いて説明・報告事項として、①「1 公益社団法人移行に関する件」、②「2 役員賠償責任保険に関する件」、③「3 平成23年度地区獣医師会連合会会長会議の開催に関する件（平成23年度地区獣医師大会決議要望事項に対する対応等）」、④「4 アジア獣医師会連合代表者会議の開催に関する件」、⑤「5 部会委員会の開催に関する件」、⑥「6 2012動物感謝デー in JAPAN 開催計画に関する件」、⑦「7 獣医学術学会年次大会開催計画に関する件」、⑧「8 業務運営概況等に関する件」について説明、報告が行われ、さらに連絡事項として、「当面の主要会議等の開催計画の件」が説明された（第1回理事会の議事概要は下記のとおり）。

平成24年度第1回理事会の議事概要

I 日 時：平成24年4月17日(火) 14:00～18:10

II 場 所：日本獣医師会・会議室

III 出席者：

【会 長】山根義久

【副 会 長】藏内勇夫、近藤信雄

【専務理事】矢ヶ崎忠夫

【地区理事】波岸裕光（北海道地区）

砂原和文（東北地区）

高橋三男（関東地区）

村中志朗（東京地区）

大野芳昭（中部地区）

中島克元（近畿地区）

柴田 浩（中国地区）

塩本泰久（四国地区）

坂本 紘（九州地区）

【職域理事】酒井健夫（学術・教育・研究）

麻生 哲（開業・産業動物）

細井戸大成（開業・小動物）

横尾 彰（家畜共済）

森田邦雄（公衆衛生）

木村芳之（動物福祉・愛護）

【監 事】岩上一紘、佐藤ひさし、玉井公宏

（欠 席）職域理事 梅澤正親（家畜・家畜衛生）

IV 議 事：

【議決事項】

第1号議案 平成24年度 事業計画及び収支予算に関する件

第2号議案 理事の報酬等の額の決定に関する件

第3号議案 移行登記に伴う諸規程の改正に関する件

第4号議案 学会活動参加費等の取り扱いに関する事項に関する件

第5号議案 賛助会員入会の件

【協議事項】

1 役員選任規程に関する件

2 会員の入会審査基準に関する件

【説明・報告事項】

1 公益社団法人移行に関する件

2 役員賠償責任保険に関する件

3 平成23年度地区獣医師会連合会会長会議の開催に関する件

（平成23年度地区獣医師大会決議要望事項に対する対応等）

4 アジア獣医師会連合代表者会議の開催に関する件

5 部会委員会の開催に関する件

6 2012動物感謝デー in JAPAN 開催計画に関する件

7 獣医学術学会年次大会開催計画に関する件

8 業務運営概況等に関する件

9 その他

【連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画の件

2 その他

V 会議概要

1 山根会長から、開会に当たり大要次の挨拶があった。

（1）2月に開催した獣医学術学会年次大会（北海道）が盛況に終了した。北海道獣医師会の波岸会長を始め、関係各位に対する御礼を申し上げる。

（2）4月1日に日本獣医師会（以下「日獣」という。）

が公益社団法人に移行した。また、既に移行している地方獣医師会（以下「地方会」という。）も含め、21の地方会が同日をもって公益社団法人に移行したことを報告する。

(3) 獣医療を提供する体制の整備に関する基本方針を3年近くかけてまとめ、これを地方に下ろし都道府県計画を立てていただいている。1次、2次の基本方針策定の際にはほとんど都道府県計画が策定されなかった。しかし、農林水産省の後押しと地方会の支援もあり、今回の第3次方針においては35の自治体から都道府県計画が報告されている状況から、近々に47都道府県すべて報告されるのではないかと考えている。ただし、計画が実行に移されなければ意味がないので、農林水産省にも定期的に検証するよう強く求めている。

(4) 同じく3年前に立ち上がった獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議も終了し、中央教育審議会に上申した。その成果かどうかは不明だが、国立大学では様々な動きが出てきた。例えば、北海道大学と帯広畜産大学が共同獣医学課程、岩手大学と農工大学では共同獣医学科、山口大学と鹿児島大学では共同獣医学部を設置し、共通教育がスタートしている。ただし、急ごしらえの感がいなめず、文部科学省には次をどうするかについて検討する機関を立ち上げていただいた。将来の大学の再編を見越して立派な獣医学教育が行われるような体制作りのために努力していく所存である。

(5) 本日の理事会の内容は、地方に帰られたなら必ず、各県の獣医師会に情報伝達をよろしく願いたい。

2 定款第40条の規定に基づき、山根会長が議長に就任し、以下の議事が進められた。

【議決事項】

第1号議案 平成24年度事業計画及び収支予算に関する件

(1) 矢ヶ崎専務理事から、平成24年度事業計画書(案)の実施方針について説明がなされ、特に、①東日本大震災被災対策及び今後の災害対策、②獣医師道の高揚及び獣医事の向上並びに動物の福祉・適正管理対策、③獣医学術の振興・普及及び獣医師人材の育成対策、④組織基盤の強化等対策、⑤新公益法人制度移行後における対応の事項に配慮して事業展開に努める。また、事業別の対応として、①公益目的事業、②収益事業、③その他事業(相互扶助等の共益目的事業)について、各事業の詳細な内容について説明がなされた後、平成24年度収支予算書(正味財産増減方式)(案)及び収支予算内訳表(正味財産増減方式)(案)並びに資金調達及び設備投資の見込みについて(案)説明がなされた。

(2) 上記の説明に対する主な質疑応答等として、①獣

医学術学会年次大会を共催する地方獣医師会に対する本会からの委託費を現在の700万円から段階的に増額し、1,000万円程度としてほしい、②地区学会の開催が地方会の公益事業と認められないため、係る経費を地区から本会に特別会費等の名目で納入し、本会の事業として経費を地区に配分することは可能か、③予算の支払報酬の内訳を伺いたい、④本会に顧問弁護士を置いてはいかがか等の質疑、要望があり、①については山根会長から、今後、慎重に議論したい、②については事務局から、今回の公益法人改革にあわせ、地区学会が地方会の公益事業となるよう学会組織を変更したところであり、また、それぞれの地区によって事情も異なることから難しいと思われる、山根会長から詳細な状況を聞きながら、事務局と今後の対応について詰めていきたい、③については事務局から、公益認定法人移行に係るコンサルタント報酬が300万円、通常業務の税理士への報酬が年間120万円、その他、司法書士への報酬、弁護士に対する相談料である、④については山根会長から、検討したい旨がそれぞれ回答された後、本議案は原案どおり異議なく承認された。

第2号議案 理事の報酬等の額の決定に関する件

(1) 矢ヶ崎専務理事から、本会役員の報酬等については、理事の執務の実情に応じて理事会の決議を得て決定することとされており、理事の報酬の額、理事の退職慰労金の額について決定したく、本件は4月1日に遡り適用したい旨説明がなされた。

(2) 上記の説明に対する質疑応答等として、①職域担当理事の職務内容を伺いたい、②理事会終了後、議事概要を理事に送付してはいかがかとの質疑要望があり、①については細井戸理事から、部会委員会をまとめ、各職域の分野に関わる問題があれば、三役の手を煩わせることなく、その場に出向いて説明等すること等と考える、山根会長から地区理事、職域理事の職務権限を明確にする必要があることから、その内容について検討中である、②については山根会長から、事務局で簡単な概要を作成し、役員及び地方会会長宛に送付する旨がそれぞれ回答された後、本議案は原案どおり異議なく承認された。

第3号議案 移行登記に伴う諸規程の改正に関する件

矢ヶ崎専務理事から、公益社団法人移行に伴い、新たな定款、定款施行細則が施行されたことを受け、これらの条文を引用している諸規程については、新定款等との整合性を図るため一部改正等を行うこととして、事務局組織規程、公印管理規程、経理規程、獣医学術賞表彰等規程、雑誌編集等規程、学会運営規程、獣医学術地区学会運営規程、日本動物児童文学賞事業実施要領の一部改正及び、監査規程の廃止について説明された。なお、この改定については、4月1日に遡りして適用する旨の説明がなされた後、本議案は原案どおり異議なく承認された。

第4号議案 学会活動参加費等の取り扱いに関する事項に関する件

矢ヶ崎専務理事から、前回理事会、さらに地区連合獣医師会会長学会長会議、学会関係会議で説明、了承いただいた基本方針を踏まえ、学会活動参加費等については、日本獣医師会学会運営規程第8条の規定に基づき、①非会員の参加については、本会会員構成員とのバランスに考慮して差を設ける、また、②非会員である大学院生及び学生については、参加費等の負担額を軽減する、さらに③学生賛助会員として参加する大学院生については、年次大会参加登録料を無料とする等、参加費等の負担を軽減する等配慮すべきとして、学会参加費等の取り扱いに関する事項について定め、企画運営委員会へこの旨を伝えたい旨が説明された後、本議案は原案どおり異議なく承認された。

第5号議案 賛助会員入会の件

矢ヶ崎専務理事から、個人賛助会員としての入会申し込みのあったメットライフ・アリコ生命保険株式会社の社員6名について入会の可否が諮られ、本議案は異議なく承認された。

【協議事項】

1 役員選任規程の制定に関する件

(1) 矢ヶ崎専務理事から、新たな定款に基づき、会長、副会長、専務理事、地区理事及び職域理事については、従来の総会における選任から、移行認定後は、総会では理事及び監事を選任し、代表理事（会長）、副会長、専務理事、その他の執行理事は、理事会において選任することとされ、役員を選任方法等の役員選任に関する細部事項について、役員選任規程を新たに制定するとして、理事の選定等（選任定数、役員を選任方法）、役員候補者の選定等（役員候補者の選定方法、選出方法）、役員候補者の選出事務手続き等（役員候補者推薦管理委員会の運営、役員候補者の選出に関する事務手続き）について説明がなされ、特に①理事会選定役員候補者以外の者の立候補、推薦があった際は選挙とするが、混乱防止のため、役員候補者選任委員会からの依頼により候補者として推薦された者に限ること、②推薦区分ごとの選定数と選定方法については、会長は選出数1人（推薦上位1名）、副会長は会員推薦が2人（推薦者数上位2名）及び会長推薦1人の計3人以内、専務理事は会長推薦1人の他、9地区理事各1人（地区が推薦した者）及び8職域理事（職域が推薦した者若しくは推薦者数上位1名）、監事3人（推薦者数上位3名）としたい旨が解説された。

(2) 上記の説明に対する主な質疑応答等として、①監事候補者の選定について、理事会を監査する立場の監事は理事会ではなく、総会で選定することが適当ではないか、②副会長を会長候補者が指名する候補者1名を加え

た3名にすることについて、規程上『できる』としており、社会情勢を考慮し、全国会員の理解が進むまでの間、原則副会長2名体制としてはいかがか、③副会長の選任手続きは会員に理解を得るため、会長等のスケジュールを公開してはいかがか、④この規模の組織には副会長3人体制は必要であり、責任の重さを考慮し、公益社団法人移行を契機に収益事業での財源確保に努め、報酬の増額も考慮してはいかがか、⑤専務理事の公募方法について、⑥理事全員が業務執行理事の職務権限について伺いたい、⑦理事全員が執行役員になるのであれば、理事の責任も重くなるため報酬の増額について考慮すべきではないか、⑧「学術・教育・研究」と「獣医学術学会」の職域の名称について、「学術」という言葉がそれぞれ含まれていることから、名称を整理する必要がある旨質疑要望等があり、②～④については山根会長から、役員改選で、会長、副会長と同じ職域となった場合、その他の職域を担保できるような指名制が必要であるという考え方だが、現在の社会情勢等を考え、さらに論議を深めたい、⑤については矢ヶ崎専務理事から、ホームページ等で専務理事を公募し、応募があった場合には、別途会長が設ける外部の方を委員とする委員会において書類審査、面接審査を行い1人選任する、⑥についても矢ヶ崎専務理事から、新たに理事権限規程を設けることを検討している、⑦については山根会長から、日本動物保護管理協会を吸収合併したこと等の職務の分担を考慮に入れ、この人数は妥当であるという認識のもと進めてきた。また、地方からの本会会長を育成する必要性について理解いただき、スケジュール的には時間があるので議論を重ねて進めていきたい旨がそれぞれ回答された。

2 会員の入会審査基準に関する件

(1) 矢ヶ崎専務理事から、会員の入会については、新たな定款及び定款施行細則において、入会希望者は、入会申込書等を本会会長に申し込み、理事会が別に定めるところにより、その可否を決定することとされ、その円滑な実施のため、審査基準を新たに制定したい旨が説明された。

(2) 上記の説明に対し、主な質疑応答等として、①正会員の構成が「広範囲な職域」とはどういう意味か、②公益社団法人は、入会に関して、できる限り規制しないという法の精神なので慎重に議論した方がよいとの質疑要望があり、①については矢ヶ崎専務理事から一つの特化した職域だけでなく、公務員、開業、公衆衛生といった全ての職域という意味である、②については今後も慎重に議論を進めていきたい旨回答がなされた後、継続協議とされた。

【説明・報告事項】

1 公益社団法人移行に関する件

矢ヶ崎専務理事から、本会においては、平成23年10月25日に内閣府宛に公益認定の電子申請を実施、11月25日加筆訂正及び補足説明の資料を提出、翌年3月9日公益認定等委員会から認定基準適合の答申、平成24年4月1日公益社団法人移行登記を行った。また、現在、21の地方獣医師会においても移行登記が行われた旨報告された。

2 役員賠償責任保険に関する件

矢ヶ崎専務理事から、社団法人の役員の責任については、従来から役員の債務不履行（役員等の社団法人に対する責任を果たしていないこと）、不法行為（役員等の故意または過失等による損害）等に対する民法上の賠償責任制度はあったが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律において、役員の責任が明文化されるとともに、役員が行う社団法人における重要な決定に対して社員代表訴訟ができる制度が新たに規定され、社団法人の役員を取り巻く賠償リスクが一段と高まったことから、これへの的確な対応に資するため、新たに役員賠償責任保険に加入することとして、社団法人に対する責任追及の流れ、役員賠償責任保険の概要、想定事例について説明がなされた。

3 平成23年度地区獣医師会連合会会長会議の開催に関する件（平成23年度地区獣医師大会決議要望事項に対する対応等）

矢ヶ崎専務理事から、平成23年度地区獣医師会会長会議（平成24年3月2日開催）で協議された、各地区の大会で決議・要望事項への対応について説明がなされた。

4 アジア獣医師会連合代表者会議の開催に関する件

矢ヶ崎専務理事から、平成24年3月29日（木）、東京都港区の八芳園において、アジア7カ国から10名の海外参加者を得て、アジア獣医師会連合代表者会議が開催され、会議では各国の現状報告、活動指針の検討等が行われた後、次回会議を平成25年1月に台湾で開催することとされた。参加者は、翌日の30日（金）は、東京農工大学農学部附属動物医療センター等を、翌々日の31日（土）は、福島県動物救護本部第1・第2シェルターを見学された旨報告された。

5 部会委員会の開催に関する件

(1) 矢ヶ崎専務理事から昨年8月より新たな任期による各部会委員会が発足と、開催状況が説明された後、各担当部会長である職域理事から次のとおり説明がなされた。

まず、酒井理事から、①学術部会の獣医師生涯研修事業運営委員会については、前期から引き続き佐々木委員長のもと、平成24年1月11日に第8回を開催し、事業のあり方等について意見交換し、参加者の増員、特に産業動物、公衆衛生部門の参加推進策として、研修プログラム・研修カリキュラムの見直し、その他、研修システムの構築としてシステム簡素化、教材の開発、研修成果のあり方として認定獣医師制度等が課題として挙げられ、これらについてはワーキンググループで検討することとされた。

次に、細井戸理事から、②小動物臨床部会の小動物臨床委員会については、平成23年11月14日に第12回委員会を開催し、今期の検討テーマである「小動物獣医療提供体制の整備に向けて—①小動物臨床研修カリキュラムの整備、②家庭動物に対する安楽死処置の在り方（終末期獣医療の提供を含む）—」について、フリートークにより意見交換がなされ、「安楽死」、「殺処分」、「安楽殺処分」等、用語については今後検討すべきであるが、今期委員会の検討テーマの①については、「家庭動物に対する終末期獣医療の提供（安楽死処置の在り方を含む）」とすることとし、今後は、項目と役割分担を決め、年に1、2回程度の会議と、資料の交換をしながら、任期中に現状の調査・把握を取りまとめたい。③動物看護職制度在り方検討委員会については、第6回の委員会を24年3月16日に開催し、動物看護職の就業環境整備の方向について意見交換を行い、本年4月から動物看護師認定機構に認定された動物看護師が新たな社会の一員となることから、認定看護師の優先雇用や処遇改善のための有意義な検討の推進と、委員会での決定事項は各機関・団体に持ち帰り啓発する旨を依頼し、次回の委員会では、認定動物看護師の職の待遇改善、職域の拡大や優位性、優先雇用の促進などを論点を絞り検討する。なお、雇用する獣医師の意識調査、認定動物看護師の付加価値については、地方会を通じてアンケートを取り、委員会に示し活用いただくことを検討する。続いて、森田理事から、④畜産・家畜衛生部会の家畜衛生委員会及び公衆衛生部会の公衆衛生委員会については、前期に引き続き合同で開催することとし、第11回の合同委員会を23年12月8日に開催し、今期テーマである「家畜衛生と公衆衛生の協働に向けて—家畜衛生から公衆衛生への意見、公衆衛生から家畜衛生への意見—」について協議した。まず、家畜衛生から公衆衛生への意見として、北海道獣医師会からの「家畜伝染病予防法のヨーネ病疑似患畜に係る運用の見直しに関する要望書」を取り上げ、平成19年に神奈川県でヨーネ病疑似患畜が確認され、厚生労働省の示された運用方針に基づき乳業会社が大量の乳製品を自主回収・廃棄したことから、検査時間を要す培養検査ができない状況について、また、公衆

衛生から家畜衛生に対して、カンピロバクター菌や腸管出血性大腸菌の生産現場での取り組みについて意見交換がなされ、その中で両省が個々に開催される担当課長会議等へ相互に担当者が出席する等の取り組みの必要性や大学における家畜衛生分野のカリキュラムの充実等が課題とされた。なお、特に公衆衛生委員会委員のヨーネ病の検査法等についての理解を深めるため、次回までに動物衛生研究所の研究者から説明を受け、今後の議論に資することとして、3月13日に動物衛生研究所の森領域補佐を迎え、ヨーネ病の勉強会を実施し理解を深めた。

さらに木村理事から、⑤動物福祉・適正管理対策委員会については、第1回を1月23日の開催とし、細井戸理事に副委員長に就任いただき、今期のテーマ「緊急時動物救護取り組み体制のあり方（中央・地域の取り組み体制の再構築及び地方獣医師会と地方行政当局、動物愛護団体との連携のあり方など）」について、東日本大震災における動物救護活動の状況報告の後、緊急時動物救護取り組み体制のあり方について意見の交換を行い、第2回委員会を3月26日に開催し、さらに救護対象動物の検討各機関、団体等の立場における動物救護についても検討し、緊急災害時動物救援本部についての取り組み、平時、災害時ともに、日本獣医師会が中心となって情報の収集や取りまとめができるようなシステム作りを目指すこととした。⑥学校動物飼育支援対策検討委員会については、第5回委員会を学会年次大会（北海道）の会場である札幌コンベンションセンターにおいて、一般公開で開催し、学校動物飼育支援活動の標準化に向けて・活動のガイドラインの解説、平成22年度学校動物飼育支援事業に係る地方獣医師会アンケート集計報告、各地方獣医師会からの活動報告を行った。指導要領には動物の継続飼育が明記されたが、子供たちが楽しく飼育できるよう獣医師が学校と連携しつつ、引き続き全国での活動展開を推進したい。

最後に、矢ヶ崎専務理事から、職域総合部会の総務委員会については、第11回の委員会を開催し、副委員長を岩田委員に選任した後、今期テーマである「新公益法人制度移行に向けての課題と対応—認定（認可）申請と移行後の獣医師会運営の課題—」について意見交換を行い、課題として挙げられた、本部と支部の一体化及び狂犬病予防注射事業の経理処理について既に認定を受けた10地方獣医師会に対しどのように解決したかアンケートを実施し、事務局で取りまとめた上で、各地方獣医師会に本委員会の検討内容とともに報告することとし、次回委員会は今秋を目途に開催し、認定後の法人運営の要点・課題について検討したい旨がそれぞれ報告された。

(2) 上記の説明に対する主な質疑応答等として、①動物看護職の認定試験における受験人数、合格人数を伺い

たい、②動物看護職制度在り方検討委員会の報告の中で、受け入れ側である動物病院の雇用体制が十分でない、③動物看護職に対する就業実態に対し、獣医師会は対応が十分でない。動物病院開業者を対象として、動物看護職の雇用対策についての勉強会等の機会を設けてはどうか、④動物看護職に係る問題以外にも、県外獣医師による狂犬病予防注射の実施、歯科医師が行う犬の歯の診療、本会発行の予防接種証明書の新会員の不正使用、処方食のインターネット販売問題等、本会が地方獣医師会と情報を共有し、取り組みを推進してほしいとの意見要望があり、①～③については細井戸理事から、本年2月に動物看護職統一試験協議会が行った試験の合格者に対し、動物看護師統一認定機構が認定を行うことを決定した。詳細は不明だが、4,168名の受験申し込みがあり、4,000名近い合格者が出た旨が報告され、今後、良質な動物医療を提供するために動物看護職の処遇改善の必要性を広く伝えることを目的とし、小動物臨床部会でアンケート調査を実施し実態を把握することを考えている旨が回答された。

6 2012動物感謝デー in JAPAN 開催計画に関する件

矢ヶ崎専務理事から、平成24年10月6日(土)、東京都立駒沢オリンピック公園中央広場にて、「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」をテーマに関係省庁、団体からの後援、関係企業、地方獣医師会をはじめとする関係団体からの協賛、協力団体により約3万名の来場者を見込んで開催する予定である旨が説明された。

7 獣医学術学会年次大会開催計画に関する件

矢ヶ崎専務理事から、平成24年度獣医学術学会年次大会について、本会主催、大阪市獣医師会共催により平成25年2月9日から3日間大阪国際交流センター、シェラトン都ホテル大阪において、平成25年度は、千葉県獣医師会共催により平成26年2月21日から3日間幕張メッセ、東京ベイ幕張において開催予定である旨説明がなされた。

8 業務運営概況等に関する件

矢ヶ崎専務理事から、平成23年12月1日から平成24年3月31日までの業務概況等について説明がなされた。

【連絡事項】

当面の主要会議等の開催計画の件

矢ヶ崎専務理事から、当面の日本会関係主要会議の開催日程について説明がなされた。